

2011年5月11日

各位

会社名 旭化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原健嗣
(コード番号:3407 東京・大阪・名古屋 各第1部・福岡・札幌)
問合せ先 取締役常務執行役員 水野雄氏
(TEL 03-3296-3008)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2008年6月27日開催の当社第117期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）を導入することにつきご承認を頂きました。旧プランの有効期間は、2011年6月29日開催予定の当社第120期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2011年5月11日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、引き続き当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、旧プランの内容を一部改定した（以下改定されたプランを「本プラン」といいます。）上で更新することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本プランにおける旧プランからの変更点は次のとおりです。

- ① 株券電子化等の関係法令の整備・変更に伴う所要の修正を行いました。
- ② その他の文言の整理を行いました。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が今後持続的に企業価値を向上させていくためには、多彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として、それらのシナジー（相乗効果）を活かし、挑戦的風土やブランド力をさらに活用・強化していくことが必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉について

① 新たな事業へ挑戦する風土

当社は、繊維や基礎化学品から事業を興し、その後社会の変化とともに石油化学、建材・住宅、医療機器・医薬品、さらにはエレクトロニクスへと事業領域を拡大してきました。原料への遡及や川下への事業展開、あるいは既存事業と関連のない飛び地であっても成長が見込まれる領域への進出などに積極果敢に挑戦してきました。これらの経験を通じて培われてきた「挑戦する風土」は、当社を最も特徴付け、個々の事業のライフサイクルを乗り越えて、これからも成長し続けることを可能とする企業価値の源泉の一つであります。

② コーポレートブランド

当社は、創業以来、「人類文化の向上」に貢献することを一貫して追求し、その使命は「世界の人びとの”いのち”と”くらし”に貢献する」という現在のグループ理念に引き継がれています。このグループ理念のもとに長年にわたって培ってきた「旭化成」というコーポレートブランドは、「ベンベルグ」「サランラップ」「ヘーベルハウス」などの商品ブランドとともに、お客様をはじめ、取引先、従業員、地域社会、そして株主・投資家の皆様にも広く認知されています。このブランド価値は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

③ 多角化企業のシナジー

当社は、化学を基盤とした幅広い技術を独自に発展させて数々のコア・テクノロジーを確立することで、多角的な事業展開を可能にしてきました。そして、多様な知識と経験を有する人財が、異なる事業領域に新しい視点を持ち込み、変化を促して独自の事業競争力をもたらしています。これらのシナジーを活かして、当社は多

彩な技術を持ち、多様な市場において多面的な事業モデルを展開する多角化企業として発展してきました。これらのシナジーは、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

④ キャッシュフロー創出力と財務体質

当社は、多角的な事業展開を行うことで事業リスクを分散しつつ、一方で不断の事業ポートフォリオ再構築を行うことで、「選び抜かれた多角化」を実現し、高いキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を確立してきました。これらは、経済・社会の変化に対応して、今後とも事業を変革、強化・拡大し、あるいは新事業を創出する礎になるとともに、株主への還元に関して、継続的な収益拡大による継続的な増配を可能にするものです。このキャッシュフロー創出力と財務体質は、当社の企業価値の源泉の一つをなすものであります。

当社は、これらの企業価値の源泉を今後も継続的に維持、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

(2) 企業価値向上のための取組み

① 「中期経営計画」による取組み

当社は、2003年10月に持株会社制へ移行して経営判断の迅速化と事業の自主自立経営の強化を図り、キャッシュフロー創出力を強化してきました。そのキャッシュフロー創出力と安定的で強固な財務体質を基盤として、2006年度から2010年度までの5年間にわたる中期経営計画「Growth Action – 2010」では、拡大・成長に向けた事業ポートフォリオ転換を図り、グローバル型事業の拡大、国内型事業の高度化に取り組みました。これらの経営を通じ、10年前には200億円前後だった当期純利益が600億円前後となるなど、企業価値の向上に努めました。

さらに今般、当社では、2011年度から2015年度までの5年間にわたる中期経営計画の目標達成に向けて取り組んでいます。この中期経営計画では、グローバルリーディング事業の展開を加速させるとともに、「健康で快適な生活」「環境との共生」視点での事業推進を戦略の柱とし、グループ横断的に環境・エネルギー、住・くらし、医療関連分野に経営資源を集中的に投入し、徹底した強化・拡大を図っていきます。

株主の皆様への還元につきましては、連結業績をベースとして適切な内部留保を図りつつ、継続的な収益拡大による継続的な増配を目指すことを基本方針としており、配当性向30%を目安として進めていきます。

当社は、中期経営計画を迅速、着実に実行することで、企業価値および株主の皆様の共同の利益を一段と増大することができるものと確信しています。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには経営の効率性と透明性を高める努力を絶えず払っていく必要があると考えています。そのための大きな改革が持株会社制に移行したことで、当社は、これ以降のグループ経営におけるコーポレート・ガバナンスを以下の2つの基本に従って機能させています。

- (a) 持株会社制という枠組みにおいて、持株会社の子会社である事業会社が事業執行機能を有し、持株会社がそれに対する監督機能を担う。
- (b) 事業を執行する上での意思決定については、グループ全体を規律する規程類のうちで最上位の効力を有するものと位置付けたグループ決裁権限規程を定め、そこにおいて経営に与える影響度に応じて持株会社および事業会社のそれぞれの機関に権限を分配している。

このような状況を背景に、当社は、社外取締役を複数名（2007年6月に2名、2008年6月以降は3名）選任すること、業務監査室・内部統制推進室を設置することなどの様々な施策を講ずることにより、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っています。

今後も、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを推進し、一層の企業価値の向上を目指します。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断したりするために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、旧プランを導入したものでありますが、これらの事情は現在においても変化はないものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当

社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本更新を行うことを決定いたしました。

なお、本年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙4「当社の大株主の状況」とおりです。また、本日現在、当社に対し、当社株式の大量取得行為に関する提案はなされておられません。

(2) 本プランの内容

① 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者等との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者等に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。(詳細については下記②「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。)

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付を行う場合や当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等(その要件の詳細については下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(その主な内容は下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。)を、割当期日(下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」(a)に定義されます。)の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます(以下、このような無償割当ての実施を「本プランの発動」と言います。)

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、

買収者等の有していた当社の議決権割合は、最大 50%希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、社外取締役等から構成される独立委員会（その詳細については下記⑤「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、独立委員会が本プランの発動を勧告する場合であっても、買収者等が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

② 本プランの発動に係る手続（概要は別紙 1「本プランに係る手続の流れ」参照）

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下(ア)または(イ)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案¹（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(ア) 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得

(イ) 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

1. 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

2. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。別段の定めがない限り以下同じとします。

3. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

4. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

5. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

6. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

7. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

8. 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出して頂きます。

当社取締役会は、買付者等から当該買付説明書を受領した場合には、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供して頂きます。

記

(ア) 買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

9. 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じとします。

(イ) 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）

(ウ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）

(エ) 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(オ) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

- (カ) 買付等の後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針(当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策も含みます。)
- (キ) 買付者等の国内外の法規制(私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律および外国の競争法を含みます。)への抵触可能性に関する具体的情報
- (ク) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(ア) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、下記(イ)で定める独立委員会検討期間内において適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます(以下、独立委員会が当社取締役会に対して情報を提供するように求めた時から独立委員会が回答期限として定めた時までの間を「取締役会検討期間」といいます。)

(イ) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報が提出されてから原則として最長 90 日が経過するまでの間(以下「独立委員会検討期間」といいます。)、上記(ア)に従い当社取締役会の意見およびその根拠資料並びに代替案等を受領した上、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が直接または間接に、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければ

ならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(ウ) 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、取締役会検討期間または独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、関係諸法令に従い情報開示を行います。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。独立委員会が当社取締役会に対して下記(ア)または(イ)に従った勧告を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(ア) 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記④「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得するもしくは本新株予約権1個あたり当社株式1株を対価として取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当

てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

(イ) 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないまたは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記③「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない合理的理由が存すると判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。この場合、独立委員会は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行います。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、独立委員会より本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を受けた場合であっても、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認いたします。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案を付議いたします。株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が可決された場合、当社取締役会は本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに

行うものとし、同議案が否決された場合には、当社取締役会は本新株予約権の無償割当の不実施に関する決議を速やかに行います。買付者等並びにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行った場合、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議が行われた場合および当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合には、それぞれの決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係諸法令に従い速やかに情報開示を行います。

③ 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記②「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施いたします。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (ｱ) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ｲ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ｳ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (ｴ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
- (f) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

④ 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主意思確認総会の決議に基づく取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当

社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1 カ月間から 3 カ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹¹、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹²(以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項(イ)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

10. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

11. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

(ア) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、(i) 本新株予約権全てを無償で取得するか、または、(ii) 本新株予約権全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。

(イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (ウ) (ア)および(イ)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑤ 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランの更新時点における独立委員会の委員は、当社社外取締役2名および社外の有識者1名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの更新時点における独立委員会の委員は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記②「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本プランに定められた手続を履行いたします。

⑥ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、ま

たは変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

⑦ 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2011 年 5 月 11 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(3) 株主の皆様への影響

① 本プランの更新にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

② 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續および名義書換手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式 1 株につき 1 個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記(2)②「本プランの発動に係る手續」(d) (7)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得しまたは本新株予約権 1 個あたり当社株式 1 株と引き換えに取得する場合があります（この場合の手續等については、当該取得に関する開示資料にて株主の皆様に対しお知らせいたします。）。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせず当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2. の取組み）について

上記2.（当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み）に記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3. の取組み）について

① 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

(b) 株主意思を重視するものであること

上記3.（1）「本プランの目的」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会において株主の皆様からご承認されることにより更新されます。

また、上記3.（2）②「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしており、株主の皆様の意思を重視しています。

加えて、上記3.(2)⑥「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記3.(2)⑤「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)②「本プランの発動に係る手続」(d)および上記3.(2)③「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)②「本プランの発動に係る手続」(c)(i)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

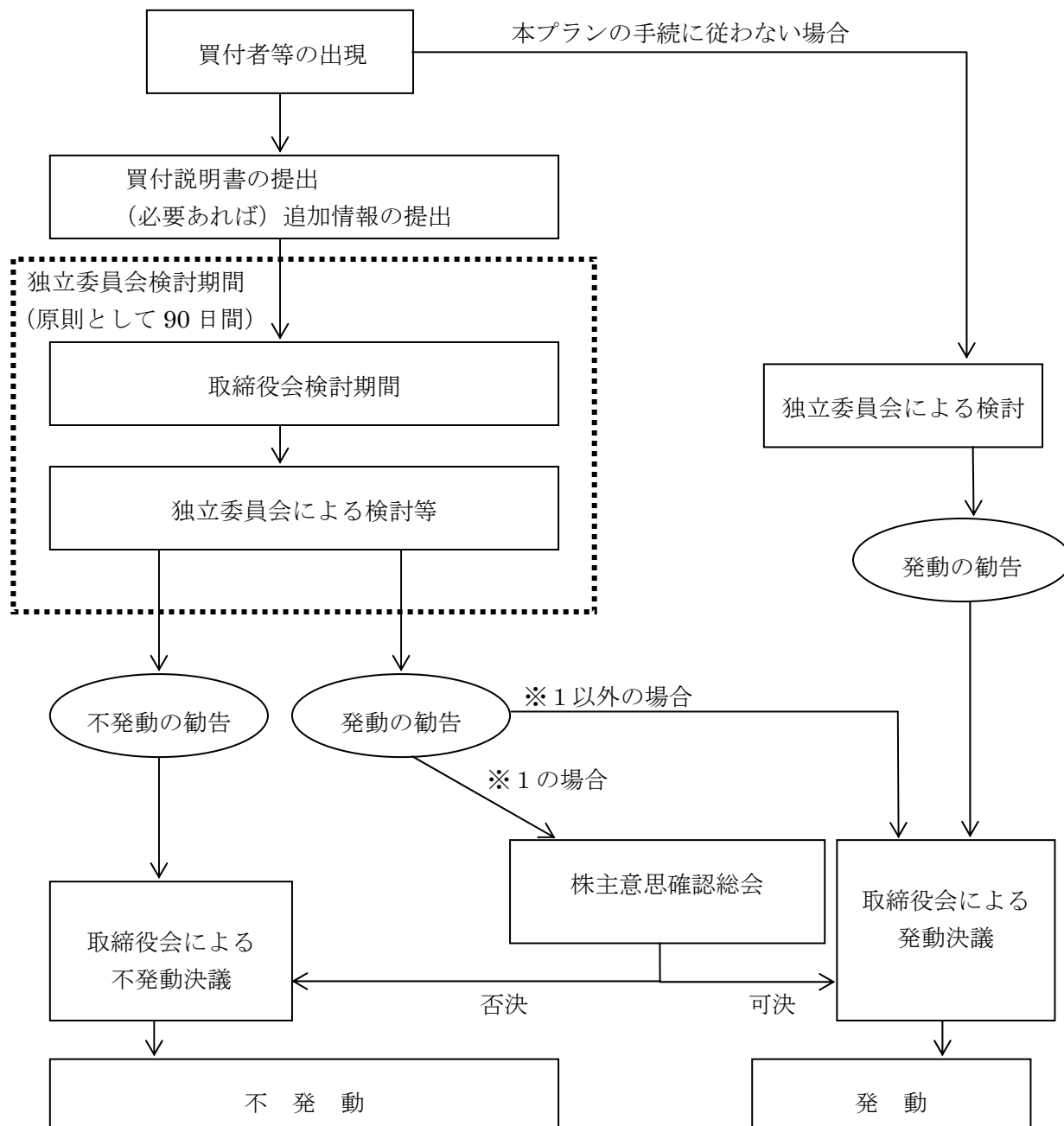
上記3.(2)⑥「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではあ

りません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

本プランに係る手続の流れ



※1 (i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合

(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供するように求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社または当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本プランの更新時点の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

児玉 幸治（こだま ゆきはる）

昭和 3 2 年 4 月	通商産業省入省
昭和 6 3 年 6 月	同省産業政策局長
平成元年 6 月	同省事務次官
平成 3 年 6 月	同省退官
平成 5 年 6 月	商工組合中央金庫理事長
平成 1 3 年 6 月	株式会社商船三井取締役
平成 1 7 年 6 月	HOYA 株式会社取締役（現在）
平成 1 9 年 4 月	株式会社東京ドーム監査役（現在）
平成 1 9 年 6 月	当社取締役（現在）
平成 1 9 年 1 1 月	財団法人機械システム振興協会会長（現在）
平成 2 0 年 6 月	株式会社よみうりランド監査役（現在）

* 同氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であり、本定時株主総会における会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

池田 守男（いけだ もりお）

昭和 3 6 年 4 月	株式会社資生堂入社
平成 2 年 6 月	同社取締役
平成 1 3 年 6 月	同社代表取締役社長
平成 1 7 年 6 月	同社取締役会長
平成 1 7 年 6 月	株式会社小松製作所取締役（現在）
平成 1 8 年 6 月	株式会社資生堂相談役（現在）

平成 2 0 年 4 月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役（現在）

* 同氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であり、本定時株主総会における会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に定める社外取締役候補者であります。
同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

白石 真澄（しらいし ますみ）

平成2年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所入社

平成14年4月 東洋大学経済学部助教授

平成16年4月 規制改革・民間開放推進会議委員

平成16年10月 当社経営諮問委員

平成18年4月 東洋大学経済学部教授

平成19年4月 関西大学政策創造学部教授（現在）

平成22年7月 当社経営諮問委員（現在）

＊同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

2011 年 3 月 31 日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株) (注)2	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号	92,721	6.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	79,207	5.65
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	73,000	5.20
旭化成グループ従業員持株会	東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地	45,460	3.24
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	35,404	2.52
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号	25,658	1.83
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA	24,737	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)(注)1	東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号	21,811	1.56
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	20,269	1.45
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目 18 番 24 号	19,517	1.39
計	—	437,788	31.21

(注) 1 所有株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の 92,721 千株並びに日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の 79,207 千株および 21,811 千株は信託業務に係る株式である。

2 「所有株式数(千株)」は、千株未満切り捨てで記載している。